

Contact



KPMG税理士法人
パートナー
税理士
松本 直之
+81-3-6229-8265
takashi.matsumoto@jp.kpmg.com



KPMG税理士法人
シニアマネージャー
税理士
柿園 明彦
+81-3-6229-8018
akihiko.kakizono@jp.kpmg.com

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー
T : 03-6229-8000
F : 03-5575-0760

home.kpmg/jp

本冊子で紹介するサービスについては、公認会計士法等の要請により、提供できる企業等に制限があります。

In order to comply with the Japanese CPA Law and other regulations, KPMG Tax Corporation may be restricted in its ability to offer some of these services to certain clients.

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



固定資産税評価の 適正化サービス

KPMG税理士法人
トランザクションアドバイザリーグループ

home.kpmg/jp



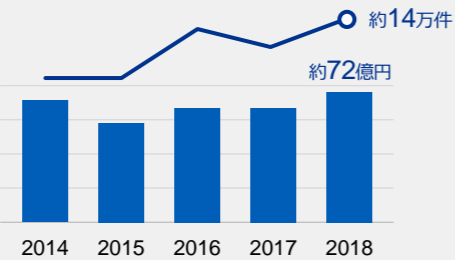
1 固定資産税の過払いが頻発

2018年度には、東京23区・政令市だけでも約14万件、約72億円の過払いが発生

原因

- 自治体担当者が土地建物鑑定
の専門家ではない
- 納税者に評価額の算定根拠の
説明が行われていない
(償却資産の範囲も
確認できない)

23区・政令市の固定資産税還付実績



▶ 固定資産評価適正化の効果

固定資産税評価額の減額

過去の過払い分の還付 → 将来の支払いの減額

現在の固定資産税評価額が10億円の家屋（建物）について、適正化の結果、10%の減額は正に成功した場合

- 140万円／年の固定資産税の減少
(= 1,000,000千円×10%×1.4%)
- 最大過去5年間^(*)の固定資産税約
700万円 (= 140万円×5年) の還付

過去5年間の固定資産税
(約700万円) の還付 + 将来における固定資産税
の減額 (約140万円／年)

※上記の金額は、仮定に基づく参考値です。本「固定資産評価額」の適正化業務は、上記と同等の効果を保証するものではありません。

固定資産税評価の適正化サービス

Point 1
払いすぎた固定資産税、
不動産取得税、登録免許税の
還付を受けられる可能性があります。

Point 2
資料をご用意いただくだけで、
還付の可能性を無料で
診断いたします。

Point 3
完全成功報酬型のサービス
なので、**成果がでなければ
報酬は不要**です。

KPMGの強み



不動産に対する豊富な税務知識と
全国約1万棟に対する固定資産評価の分析実績※

豊富な実績データ

開示された課税根拠資料の実証的かつ
効果的な分析・鑑定が可能

動向の熟知

是正項目査定だけでなく、増点リスクも
含めた適切な分析が可能

各自治体対策

是正可能性のある物件につき、各自治体
の対応に関するノウハウに基づいた適切な
是正方法の提案が可能

※本サービスは一級建築士事務所と連携して提供されます。

▶ KPMGの実績

分析・鑑定
物件数 約10,000件

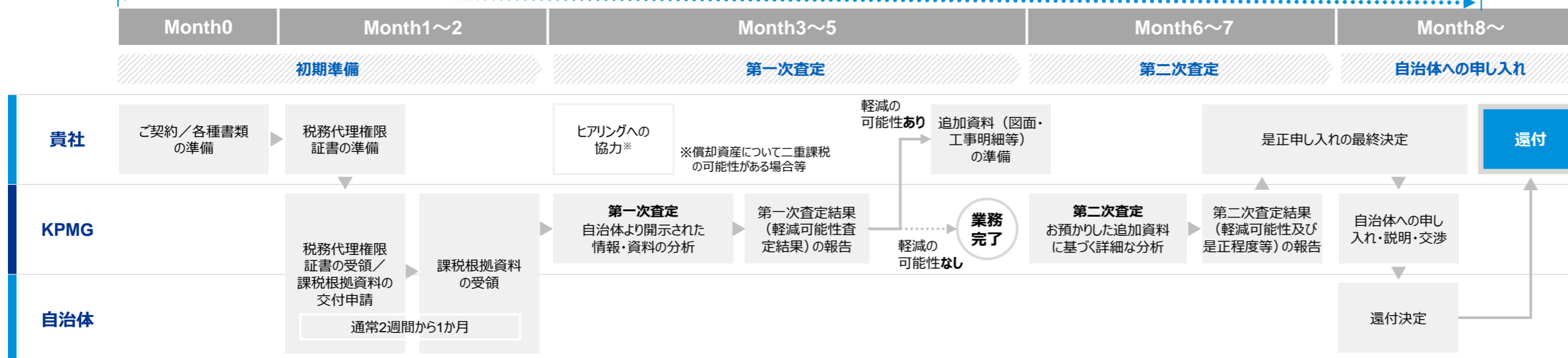
還付・軽減
物件数 約900件

還付・軽減事例

タイプ	自治体	還付金
工場	岐阜県	約110,000,000円
事務所	福島県	約100,000,000円
事務所	群馬県	約68,000,000円

2 アプローチイメージ

軽減可能性調査・是正手続きは無償で提供可能



報酬形態

A 完全成功報酬型
還付・将来の負担軽減額の
50%相当額

**B 成功報酬及び
時間ベース報酬の折衷型***
一部の作業時間に対する
時間連動報酬 + 成功報酬

※グループ会社であるあずさ監査法人の監査クライアント様を含むKPMGの監査クライアント様にもサービス提供が可能